



「10.22 三大学合同学費値上げ反対集会」 その後の運動について

10月22日の三大学合同学費値上げ集会・デモは100人を超す参加を勝ち取り、大成功に終わった。西日本の地方でこれだけの運動が実現したことに大学関係者は衝撃を受けていることだろう。それを受け、恐らく各地の大学は値上げ実施の前(あるいは値上げとは無関係に)に学内での集会・ビラまき・立て看板設置等の規制を行う、あるいはそれらを強化すると考えられる。事実、山口大では学長室突入のわずか2時間後、学長室に鍵をかけている。また、22日に山口大学内で情宣をしていたところ、当局がビラ撒きが無許可であるとして弾圧を試みようとしてきた。山口大では明文化された規則がなかつたのでビラまきへの弾圧を跳ね返すことが容易にできたものの、山口大当局はこれをはじめとする山口大におけるアクションの成功を学生運動鎮圧の失敗例として全国の大学に共有するはずだ。

全学を挙げてセクト排除がなされた大学がそうだが、運動潰しは学内における表現の自由を奪うことと同時に進められるケースが多い。ビラまき・立て看等の表現の自由なくしては学生が問題を知ることが難しくなる。当然、運動の大きなうねりを作り出すことも困難となる。これらの規制は景観・安全などを表向きの目的として行われることが多いが、実態として運動の展開を難しくする。そもそも、そういった大学において当局が貼り付けたビラの撤去が難であることは珍しくない。また、「カルト対策」として学内の活動に規制をかけるケースは見られるが、それによって学内における健全なコミュニティへの包摂ができなくなれば、学生は結果として不健全なコミュニティ(バイト先含む)に包摂されることにつながりかねず、本末転倒だ。

私は学費値上げ反対とともに、学内の表現規制の問題にも向き合っていく。九州大学総長は、授業料値上げを「国からの交付金が増えなければ検討せざるを得ない」と記者会見で発言した。大学問題に抗することすらできないキャンパスへの改造は、今の九州大学、そして自分にとっても差し迫った問題だ。

(九州大学学費問題を考える会 大塔勝)

取材：「山大・広大・九大合同学費値上げ反対集会」 参加者へのインタビュー

本稿は、山口大学学費値上げに反対する有志の会※1、広大学学費値上げ阻止緊急アクション、九州大学学費問題を考える会の3グループが呼びかけとなって山口大学吉田キャンパスで2025年10月22日12時～13時頃に開催された「山大・広大・九大合同学費値上げ反対集会（以下、反対集会）」の取材記事である。

山口大学当局は、学生や教職員に事前に告知・相談することもなく、2025年9月25日に授業料値上げに関する文書を公開しており※2、学内で反発を招いている。日本国内の国立大学の学費値上げの試みは山口大学が初発ではなく、東京大学を始め、複数校で決定・検討されている※3。学費値上げは学生（あるいは、その保護者）の財を蝕むとともに、政府の予算＝裁量が増大するため、リバタリアンにとって由々しき事態である。

上記の集会に、京都大学から参加したAさんに取材に成功したので、以下ではAさんの思いを掲載する。

なお、〔 〕は当協会による。

※1

（山口大学学費値上げに反対する有志の会のXアカウント <https://x.com/yamadaigakuhi>）

※2

「令和8年4月以降の授業料改定決定のお知らせ」 <https://www.yamaguchi-u.ac.jp/news/45112/index.html> 山口大学ホームページよりなお、学費値上げは2026年4月以降に入学する者を対象としており、在学生は据え置きとなる。

※3

「リバタリアン」第14号にて「取材：学費値上げ反対院内集会」を掲載した。

Q 当日の様子はどうでしたか？

自分〔=A〕がついたのが、1限と2限の間。そのときちょうど、弾圧職員※4と〔学生らが〕建物の中で対峙していて、課外活動に関するルールで弾圧していた。そもそも、〔集会は〕課外活動団体でもなければ新歓団体でもないということで、弾圧は終わった。そ

- 1 「10. 22三大学合同学費値上げ反対集会」その後の運動について
(九州大学学費問題を考える会 大塔勝)**
- 1取 「山大・広大・九大合同学費値上げ反対集会」
参加者へのインタビュー (リバタリアン協会)**
- 2 10. 7梅田街宣＆祝園全国集会参加 (リバタリアン減税会)**
- 3 バクーニン/シュティルナー統合 (秋井乃音斗)**
- 4 現代とアーナキズム (小金井達夫)**
- 5 機関紙販売と定期購読の開始について (リバタリアン協会)**

の後、2限までに街宣とビラ撒きをした。

開催の10分ぐらい前からカフェテリア前FAVOでの集会のセッティングをした。準備中は、「道行く人々から」好機の目で見られていた。集会が始まったのが授業終わりの12時頃。そのときから建物の外に人がたくさんいて、テラス席の人たちが集会を見ていたので、ビラを撒いて集会を始め、山口大学の学生が開催宣言をした。そこから、教職員や各大学の学生がアジテーションをした。教職員は、教職員に対する説明の場がもたれていないと言っていた。学生は、学生自治の文脈を中心に、対話が全然されていないなどと話していた。主にプロセスの面や、学費値上げそのものに反対していた。自分が話したときは、自己責任論に惑わされないようにと、在学生は学費が上がらないという点について、分断に流されずにいこうと喋った。自分自身、学費投げに絶対反対の立場。

周囲の反応は、立ち止まって見ている人だけで40～50人。カフェテリア・屋内・テラス席・階段からも見ている人がいて、注目度は高かった。〔山口大学は〕運動の地盤がないので珍しさがあったと思う。聴衆はみんなまじめに聞いていて、ビラも読んでいた。集会を聞いている人に山口大学のことについて聞いたら、以前、学祭の飲酒規制が行われ、当局の対応が酷かったと返ってきた。山口大学はやはりそういう場所なのだと思った。集会の終わりに、人文学部の先生が飛び入りでデモ出発前に発言した。教職員に対する説明がない中で何十億のお金が動くことへの怒りが感じられた。理性的だが、怒りのこもった発言だった。その発言でまた人が集まった。

〔聴衆に〕デモに参加するよう話しかけたら、飛び入りで多くの人が参加した。シュプレヒコールは慣れていないということもあって早くなったりしたが、概ねうまくいった。先頭集団の足が速く、デモ隊が分裂されていた。自分は真ん中でコールしていた。おそらく80人ぐらいいた。もっと後ろにいた人や、途中で授業のために離脱した人も相当数いたと思う。教職員もかなりいた。学長室前に到着し、採択した文書を提出しに行った。その時点で40人ぐらいがいて学長室に行き、しばらくしたら秘書のような人が出てきて、学長不在のため預かってもらった。記者がその瞬間の写真を撮って、終了した。その後、学長室が所在する建物の外にいた学生ら数十名に状況を説明した。これで集会全体が終了。終わってから4限と5限の間に、常盤キャンパスに行ったが、そこは反応がよくなかった。

※4

学生の諸行動に対して弾圧を加える大学職員のこと。京都大学では、大学職員による学生への弾圧が日本有数の苛烈さを呈していることもあり、「弾圧職員」の語彙は一般化しつつある。

Qなぜ参加しましたか？

コンセプトが近隣大学の連帯だったので、京都から行ってもいいと思った。西日本の大学では〔このような学費値上げに関する集会やデモは〕初だったので、京大も関係する問題だと思った。現場の人達のことを聞いて、もし京大で同じことが起きたときにどのように展開すべきかシミュレーションするために行った。現場の教職員・学生の声を聴きたかった。

Q参加して、どう思いましたか？

反応は良かった。集会も大成功だったと思うが、反応の良さは学生運動が身近な大学ではなかったからだと思う。今後継続的に運動をすることを考えると、反応は次第に悪くなりそう。なので、今のうちに運動をしていくべきだと思った。デモは10人～20人の参加者だと想定していたが、以外とうまくいった。ここ数年の学費値上げの闘争では一番の盛り上がりを見せたと思う。

Q今後の展望はありますか？方針はありますか

今回連帯した3大学と自分の在籍している京大は、一致できるところを共闘する枠組みができたし、学費値上げという広く共有できる

ポップな話題があるうちに、連帯を広げられたのは今後に活かせる点。

山口大学単体でいうと、今後運動をどう進めているのかは、大変だと思う。当局が反動的な側面があり、よく弾圧する大学ではないが、当日の弾圧や本部棟の扉の閉鎖等を見るに、山口大学での運動は困難を伴うと思う。現地の大学で輪を広げられるかにかかっている。

Q山口大学の学生へ

ここで学内を民主的な組織に変えていかないと、学費にかかるらず、学祭の規制強化、サークル規制等の問題に波及していく。決して新入生だけの問題ではない。学費だけに限らず、当局の行動に目を向けて大学生活をしてほしい。

以上、京大生Aさん。

（リバタリアン協会）

10.7 梅田街宣&10.19 祝園全国集会参加

10月中に、梅田駅での街宣と、祝園でのデモに参加しました。以下は、その報告です。

10月7日梅田駅前街宣



2025年10月7日に、梅田駅前にて街宣を行いました。当日は、イスラエルによるパレスチナ侵攻からちょうど2年が経過した日ということもあり、反戦を掲げる人が街宣に集結しました。

武力・強制力による侵攻は自己所有権の侵害であり、看過できるものではありません。リバタリアンがまずやるべきことは、一刻も早く戦争を止めることです。また、同時に増税にも反対しなければなりません。

戦争と増税は日本にいる私達にも無関係な事柄ではありません。イスラエル国であろうと、日本国であろうと、国家は常に税金という名目で人々から財産を収奪しています。そして、その収奪した資源を基に、さらなる国家権力の増大や軍事力の増大を行ってきたのが、今までの人類の歴史です。よって、わたしたちは国家を廃止し、自発的な結社や集団によって相互扶助的な経済制度に変革しなければなりません。国家領域の増大は、収奪と殺戮の増大です。これも止めましょう！

10.19祝園全国集会

2025年10月19日に、京都府相楽郡精華町で開催された、10.19祝園全国集会に参加しました。当日は、集会の後に、会場周辺をデモ行進しました。主催者発表によると、2700名の参加があったようです。

祝園にはすでに自衛隊の弾薬庫（祝園分屯地）が存在していますが、さらなる弾薬庫の増設が予定されています。さらに、この増設



した弾薬庫には、長距離ミサイル（トマホーク）の配備が疑われています。

この動きに連動してか、国会では防衛費の増大とその財源が議論されています。「増税・支出拡大・戦争」は国家の定石であり、国家の健康です。リバタリアンは「減税・支出削減・反戦」によって、諸国家に対抗しなければなりません。今回の場合、リバタリアンがとるべき行動は、弾薬庫増設中止であり、分屯地の廃止です。徹底的な減税と反戦を訴えましょう！

（リバタリアン減税会）

バクーニン/シュティルナー統合

編集者より

本稿は、秋井乃音斗氏が2025年10月18日に自身のnoteで掲載した記事を転載したものである。

URL : https://note.com/archy_none/n/n9ecba64068d8 （最終閲覧日：2025年11月19日）

原文にはなかったURLの表記を加筆してある。以下、本文。

本稿では、バクーニンとシュティルナーの思想を弁証法的に統合することを試みる。以下に、双方の思想が矛盾せずに合体し、一つの論理構造に収束させるために、それぞれのエッセンス毎に保存と廃棄を選択する作業を行う。

バクーニンの思想からは、唯物論、総破壊、そして無政府集産主義を保存する。一方で、ドイツ人を「国家的民族」とし、スラヴ人を「非国家的民族」として特権化しようとする、以下の引用のようなバクーニンの民族主義的要素、特に革命的汎スラヴ主義や反ドイツ・反ユダヤ的言説は廃棄する。

『国家制度とアナーキー』におけるバクーニンの反ドイツ的言説は、次のようなものである。「ドイツ人は国家に生と自由を求める。スラヴ人にとって国家は墓場である」(77)、「…我々はスラヴ人プロレタリアートのこの党〔マルクスの一派を指す一山本〕への自殺的な加入を阻止するため、尽力するであろう。この党は断じて人民的ではなく、その方向性、目的、手段においても純然たるブルジョアであり、加えてこの上なくドイツ的、すなわちスラヴ人には死である」(78)、「…ロシア人も完全にスラヴ人である。ドイツ人が嫌なのだ」(79)、「…ドイツ人

たちの侵略の脅威に共に対峙しているスラヴ諸民族とラテン諸民族の同盟は切に必要とされるであろう」(80)、「…ドイツ人は非常に高度な国家的な民族であって、この国家性がこの民族にあって他のどのような情熱をも凌駕し、自由の本能をも完全に押さえ込んでしまうのである」(81)。

このように、反ドイツ的言説には「スラヴ人=非国家的民族」、「ドイツ人=国家的民族」という、古典的スラヴ主義者にも通じる民族観が表現され、「スラヴ対ドイツ」という対立の構図がリフレインされている。

山本健三「M. A. バクーニンにおけるスラヴ問題：研究史と問題提起」p. 328

URL : <https://cir.nii.ac.jp/crid/1050564288954465536>

シュティルナーの思想からは、唯一者と「エゴイストの連合」を保存し、観念論およびプラグマティズムを廃棄する。ここでいう観念論とは、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』において批判したような「理念による理念の否定」という論理であり、プラグマティズムとは、以下の引用のように、国家を敵視しながらも「利用」可能なものとして扱い、国家を正当化も廢絶もせずに曖昧に容認する態度である。

観念としての「国家なるもの」に服従しない点でエゴイズムがアナキズムを内に含み込んでいると理解することは不可能ではないだろうが、ほぼ無意味である。エゴイズムは「精神 Geist」の内で「国家なるもの」にだけ固執しているわけではないし、エゴイストにとって国家の命運は主な関心の外にあるため、その聖性と正統性を何ら認めない代わりに、その廃絶を目的にすることもない。「エゴイストは、国家が彼の自己性に触れるときにのみ、国家にたいして活発な利害関心をもつ」ので、「國家が彼の望みどおりになっていてくれるかぎり」、彼は「国政に関与したりはしない」(EE257-258／下 119-120)。同様に国家の打倒を画策したりはしないだろう。エゴイストは敵対する国家も利用する。敵である国家からの「許可」は受け取らないつもりか、と問う者に対してシュティルナーはこう答える。「いやいや、喜んでお受けしましょう」(EE317／下 197)

松尾隆佑「シュティルナーの誤解者たち：日本語圏における研究史の類型論的整理」p. 20

URL : https://researchmap.jp/kihamu/published_papers/21355773

この統合の論理構造は、実存主義的では無く、唯物論的な唯一者の概念を中心に据えるものである。唯一者は〈私〉を制約し疎外するあらゆる超越的権威——理念、政治権力、制度など——を絶えず総破壊する。そして同時に、唯一者は相互利益と連帯の為に「エゴイストの連合」を形成する。これは、バクーニン主義における「自由なコムюーンの連邦」の構想とイコールで等しく繋げる事が出来る。

唯一者とは、社会的条件の上に成立する物質的な存在でありながら、その社会的条件によって〈私〉に押し付けられた現実の抑圧を断ち切ろうと能動的に叛逆する存在である。叛逆の正当性は倫理やイデオロギーに基づくものではなく、支配への怒りと自由な生への根源的欲求の発露であり、唯一者の存在の根本的条件である。

（秋井乃音斗）

現在とアーナキズム

編集者より

本稿は、1967年4月20日にアーナキズム研究会から発行された機関誌『アーナキ』Vol. 1 No. 1所収の、小金井達夫「現代とアーナキズム」です。

原文のオリジナリティを尊重し、誤字脱字も含めて、当時のままに再現しています。そのため、現代では読みにくい箇所がありますが、リバタリアン協会が誤字脱字の修正と簡易な注釈を設けた『アーナキ』の復刻版を出版しております。是非、そちらも、お買い求めください。以下、本文。

アーナキズムについてはこれまで根強い偏見があった。爆弾を投げつけ、囚衣をまとう狂信者の主義であるとか、無一政府ならばそこには無秩序、混沌が支配している筈だというきわめて素朴な観念と、一部にはそれを利用して、警察のない暴力のまかり通る、恐ろしい、例えば、天変地変のあとの混乱した社会状態などを指して、無政府状態と云い、さような状況を是認したり、指示する主義は公序良俗をたてまえとする社会ではとうてい受け入れ難いと考えること……等である。

また、アーナキストを自称する人々の間でも天縫無縫、犬儒派のディオゲネスのように樽の中に住み、たまたま太陽をさえぎったアレキサンダー王を叱って云ったように、治めるのも治められることも好まないのが眞のアーナキストだと考える人もあろう。

また、現在多少ともアーナキズムが問題になるのは太平に慣れた無気力と労働組合組織の巨大化に伴い、人間疎外からの脱出のために批評されよう。

しかしこれらの議論はいづれもアーナキズムの一端を算えあげたり、偏見に基づいた思いつき（1）を述べただけであって、アーナキズムの本質に迫るものではない。

アーナキズムは他の社会主義と同じように一つの傾向であって、ギリシア語のanarkhは無一政府（without government）即ち民衆が治められることのない、強制されない状態にあることを意味し、そのような状態をもたらすとする原理がアーナキズムである。この点、バクーニン、P. J. プルドン、クロポトキンの著作はドイツ観念哲学のように体系的ではないにしろ、古典として、また社会行動理論として、地位は不動であろう。重要なのはアーナキストは教条主義者のようにこれらの著作を絶対視しないのであって、その理由の一つは既にクロポトキンが云つたように、この主義の目的からでいるものと考える（2）。

「無政府主義の主たる目的は、総ての歴史上の重要な時期に必要な変革を達成すべく出現したる民衆の労働大衆、即ち現代の蓄積された知識に扶けられて、現代の優良なる人々によりて喚起せらるる変革を達成するであろうところの労働大衆の建設力を呼び醒ますことである」

従ってこ

従ってこの目的にそう限り、クロポトキンの思想は、<現代の富積された知識>の中において、その他の<蓄積される知識>—現代のオートメーション、サイバネスチックの科学技術の知識、生産・流通・供給に関する経営管理の知識・倫理・道徳に関する知識等の基底にあって、<労働大衆の建設力を呼び醒す>働きをするのでなければならない。

既に西欧において、アーナキズムはユートピア思想ではなく、歴史の中で部分的に実現され、重要な役割を果したことは文献によると明白である。ロシア革命（3）におけるウクライナ地方で、1936年-1939年のスペインの内乱におけるカタルニア地方で、アーナキズムに拠った労働大衆は地方自治の方式に基づいた社会制度を採用した。これらはいづれも反動勢力の攻撃と自治体相互のエゴイズムによって、外部と内部からの紛争により潰え去ったのだが、その結果、アーナキズムは19世紀のイデオロギーの一つとして有効性を失なったと断言

することはできない。むしろコンミニズムを含む国家社会主義の次ぎに来るものとして、われわれはその歴史性と社会原理を明確にし、整備する要を痛感するのである。

なぜならアーナキズムは変革の原理であって、コンミニズムのように革命のエリートとしての前衛を必要とせず、官僚制度を最少にとどめ、労働大衆のひとりひとりに責任としての自由の自覚と自治能力を求めるからである。アーナキとは権力の座からの被支配を望まず、社会制度を変革することによって、政府を必要としない社会の実現を意味するのである（4）。

この観点からみれば、今日の選挙方式も不充分といわなければならない。一般大衆は4年に1度だけ、各人に1票が与えられる。その1票を獲得するのに厖大な宣伝費と術数の限りが費され、大衆は1票を投じた後は、選出した議員をリコールしても法規その他の制約によって殆んど不可能であり、次ぎの選挙まで待たなければならない。政治に対する発言の機会はこうして引きのばされ、忘れられ、もの言わぬ大衆を生みだすのである。そしてこのもの言わぬ大衆は不合理に怒り、物価の高騰に反応を示すが、それは自然発生的な運動を生みだすだけで、ある程度の効果が得られるとつまり生活に不如意でない限り一満足して、折角の運動もこれまた自然に消滅するのが現状である。

歴史はさような民衆に対し、「民衆の意志を表現するのにもっと適した、選挙に代るもの」を与えて、スペインにフランコ将軍の独裁が生まれたことを証言している。

労働大衆が真に政治能力を發揮するのは自分の思想をもつかどうにかかっているのである。

現代は科学技術の時代で、イデオロギーは不要とみなされるのが一般的である。つまり政治・経済・社会制度の運営は制御装置を稼働させるのと同じく、純技術的な問題と考えられているのである。これに関連して、階級闘争の観念もうすれ、スペシャリストの登場で、それがブルジョアジーとプロレタリアーの中間質的存在としての去就から最早や階級闘争はあり得ないとする。プロレクリアーチ出身のスペシャリストがスペシャリストとして自覚する限り、彼は意識においてブルジョアジーに近親するというのがその論証である（5）。マルキシズムについてはこれは有力な反証であろうが、アーナキズムにおいては職業意識はサンジカリズムの問題として採りあげ検討されよう。そして、各人が自由に基盤を置く限り、自由意志によって連合することの可能性をわたしは指摘するにとどめよう。

アーナキストは事実と繰返しの追験可能な科学を重要視し、その法則の制御理論にアーナキズムを根底にすえつけるものである。

次ぎにアーナキズムの有力な武器である直接行動（Direct Action）について述べよう。これまで直接行動は権威に向って発せられる示威と大衆に対し自覚を促す意味があった。われわれは現状では変革を希望するのであるが、過激な革命を認めないのは、バクーニンの生きていた19世紀と状況が同じでないこと、革命は多くの場合、不当に人命と才能の消耗をもたらし、民衆を苦しめる場合が多いこと、更に、革命当初の理念が改変され、ブルジョア革命（6）になり得ること等によるのである。われわれは投げこまれたこの状況にはカミュの言う意味で反抗する。この世界はわれわれの選んだ最良の世界でもなければ、在り得る限りの最も善なるものでは決してない。しかし反抗につづく反抗によって、何らの設計図をもたない反抗はその基部にニヒリズム乃至その善意が支配階級に利用されるのを認めるだけである。われわれの有する設計図は愚者の天国ではないのであって、人間の根源的な自由に根ざした共同作業によって達せられる世界でなければならない。われわれがこれを達成するにあたって、革命のエリートを必要としないのは、彼等が交代して権力の座に坐るのを望まないのと啓蒙された民衆は支配と被支配の関係にいないからである。

当面のわれわれの直接行動はアーナキズムの研究と民衆に対する啓蒙であって、不当な干渉や妨害のない限り、アーナキズムの道を共に歩むことを提案する。この道は決して平坦ではなく、なすべきことは多いのである。

ともあれ、現在のところ、アーナキストはヴォルシェギッキー（多教

者)ではなく、言葉の本来の意味においてメンシェビッキー(少数者)であることを自覚しなければならない

[ノート]

(1) “自由への道” バートランド ラッセル 1919年

(ラッセルは本書でマルキシズムを無効にするものとして、1. ナショナリズム、2. ビッグビジネスの発生と株式の大衆化、3. 大企業の周辺における中小企業主の資本主義擁護、4. 技能者のブルジョア化をあげている。

またアナキズムの暗い側として、1. アナキストの出版物の論調に健全性が少なく?! 2. ラテン諸国では不幸な者を憐むより富者を羨む面が強く、3. 法律に対する反抗は人間性について真の情念で制御される人々を除いて、一般に受け入れられている道徳規律をゆるめる傾向があつて、善とはなり難い復讐の精神をもたらす。5. アナキズムにはキリストを真似た殉教の形態があつて、十字架の代りにギロチンがある)……と述べている。ただしアナキズムの利点もあわせて指摘されている。P65~68参照

(小金井達夫)

機関紙販売と定期購読の開始について

この度、リバタリアン協会では、機関紙「リバタリアン」の販売と定期購読を行うことになりました。ご入用の方は、以下のメールアドレスまでお申し出の上で、口座に入金をお願いします。入金の際はメッセージ欄に「キカンシ」と入力してください。メッセージ欄がない場合は、振込名義人欄の「〇〇(購入者様のお名前) キカンシ」と入力してください。なお、入金時の手数料は購入様の負担とさせていただきます。以上、確認が取れ次第、郵送にてお送りいたします。

なお、機関紙「リバタリアン」は2026年1月より、毎月第三木曜日の発行に変更いたします。また、諸般の事情により、未発行月がある場合もございますが、何卒ご了承ください。PDF版も（定期購読1年間のみ）ございますので、ご検討ください。

「リバタリアン」は過去号、複数部の販売も行います。是非メールにてお問い合わせください。また、『国家の解剖』、『アナキ』も販売しておりますので、併せてご購入ください。

カンパも受け付けております。今後ともリバタリアン協会をよろしくお願いいたします。

・リバタリアン協会メールアドレス：

info@institute-for-libertarian.org

・リバタリアン協会銀行口座：

三菱UFJ銀行（普通）聖護院支店0234949リバタリアンキヨウカイ

・購入者様の必要情報：宛名、送付先住所、メールアドレス

・価格（1部）：400円（本体価格300円+送料込）

・価格（定期購読1年間）：4000円（送料込）

・価格（定期購読1年間PDF版）：3000円

・ページ数：4（※8となる場合もあります）

（リバタリアン協会）

リバタリアン協会寄稿規定

寄稿する文章は、以下の要件を満たしていかなければならない。

以下の判断は協会が行う。

1. リバタリアン思想・運動に関する内容であること。
 2. 特定個人を応援または反対する内容ではないこと。
 3. 日本語で書かれていること。
 - 3-1. 日本語の訳文が添えられている場合、英語も認める。
 - 3-2. 日本語の訳文が添えられていない英語の文章は、協会が認めた場合、協会が翻訳し、受領する。
 4. 誤字脱字がないこと。ただし、明らかかつ少量の誤字脱字については協会が訂正する。
 5. 規定する文字数を満たし、かつ大幅に超過していないこと。
 6. 読みやすく、記号の使用方法及び意味については統一すること。
 - 6-1. 旧字体は特有の内容を意味する場合、または引用を除いて認めない。
 - 6-2. 1段落に対し、1つの意味内容を推奨する。
 - 6-3. フォントは統一すること。なお、MS明朝を推奨する。ただし、太字の際はゴチック体を認める。
 - 6-4. 字の大きさ（ポイント）は統一すること。なお、10.5を推奨する。
 - 6-5. 「、」「。」は用いず「、」「。」を用いること。ページ数は p.1 pp.1-4 のように表記すること。ダッシュは——のように、全角を2文字並べること。
 - 6-6. 論文名、ネット上の記事は「」で括り、書籍は『』で括ること。
 7. データの寄稿は、ドキュメントファイルのみ受け付ける。PDFファイルは認めない。
 - 7-1. 画像データはモノクロに対応していること。
 8. 引用は明記すること。
 - 8-1. 引用元は、文章の末尾にまとめて掲載すること。
 - 8-2. 引用は、文章中では、（名前 発表年：ページ数）のように記載し、文章末尾では、名前（発表年）『著作名』出版社。
 8. とすること。

例）（前川 2023: 23）
前川(2023)『●●●のXXX』リバタリアン協会。
 9. 寄稿の受領は、協会のホームページ等への掲載をもって代える。
 - 9-1. 寄稿の拒否は、連絡しない。
 - 9-2. 寄稿した文章に対し、確認事項がある場合、協会は寄稿者に連絡する。
 10. 寄稿者は、寄稿を申し込んだときに、寄稿した文章の著作権および著作者人格権の放棄に同意したものとする。
 - 10-1. 前項は、寄稿した文書の受領時に履行される。
 - 10-2. 受領後の文章の著作権及び著作者人格権は、誰にも発生せず、受領された文章は人類共有の知識となる。
 - 10-3. ただし、立法上の著作権が生じている著作物を利用する際は、著作権者の見解に従うこと。また、著作権が消滅していない著作物を利用した記事の冒頭に、著作権が消滅していない旨を協会が告示することがある。
- （リバタリアン協会）